

刀剣研究会 霜華塾 会則 (案)

2017年12月1日

第1項 目的

- 1 本会は、刀剣研究会 霜華塾と称する。(以下、霜華塾または本会)
- 2 霜華塾は、刀剣鑑定、刀剣鑑賞、研究などを行うことを目的とする。
- 3 本会は、上記の目的に沿って、次の活動を行う。
 - (1) 原則として、年6回程度の刀剣鑑定会を行う。
 - (2) 会場は、原則として名鉄犬山ホテルにて行う。
 - (3) 必要に応じて、会員が要望する活動を行う場合がある。

第2項 代表

- 1 本会の代表は、山田多嘉子とする。
- 2 代表は、役員を任命する
- 3 代表は、会費などの徴収、管理、鑑定会開催などの運営業務を行う。
- 4 代表は、会ごとに、歳入・歳出を役員に明確に報告する。
- 5 代表は、会の歳入・歳出を明らかにするために専用の金融機関を設ける。
- 6 代表は、会員に、期末に歳入・歳出の報告を行う。
- 7 代表は、本会の運営するに事務局を、山田多嘉子宅に置き、本会の運営を補佐する役員(監査役含む合計3名程度)を選出できる。

第3項 事務局

- 1 代表は、事務局担当として川端友二氏、川寄太久馬氏、堀場達成氏3名を役員として任命する。

- 2 代表によって選ばれた役員は、本会の運営を総括しその目的を実現するため運営補佐、助言、広報活動などを行い、必要に応じて代表は、役員会を開き、関係事項を協議する。
- 3 役員の任期は1年（1月～12月）とし、その再任を妨げない。

第4項 年会費、参加料

- 1 各会員一人当たりの年会費は30,000円とし、年初の鑑定会などの際に代表が徴収する。また途中入会の際は入会時期を考慮して分割徴収とする。
- 2 上記年会費とは別に、各会員は、毎回、出席時に参加料として2,000円を本会に支払うものとし、代表がそれを徴収する。
- 3 会の運営は、年会費、参加料を徴収して進めるものとする。
- 4 諸般の事情により、財務的に、本会の運営に支障を来すと、代表が判断した場合は、代表、役員によって、年会費及び参加料の見直しを行うものとする。

第5項 講師（冥賀吉也）

- 1 講師、冥賀吉也氏を顧問とする。
- 2 講師には、謝礼として、毎回90,000円を代表が手渡しにより納付する。
- 3 講師は、鑑定刀などの手配、鑑定結果の採点、刀剣についての説明を行う。また、必要に応じて、代表や理事らに助言などを行うことができる。

第6項 新規入会

- 1 新規入会は、現会員の紹介を原則に代表、役員によって協議し、入会の是非を決定する。ただし入会を認めない場合がある。

- 2 現会員の紹介などによる体験入会を認める。その場合は1回につき、年会費の6分の1相当の額と参加料を納付しなければならない。

第7項 退会

- 1 会員が退会の意思を示した場合、自由に退会できる。
- 2 中途退会の場合、年会費は返納しない。
- 3 退会しても、会費等の未入、除名処分などがない場合は再入会を妨げない。

第8項 除名

- 1 会員が公序良俗に反する言動を行った場合、代表、役員は協議のうえ、その者を除名処分にすることができる。
- 2 除名処分されたものには、年会費などは返還しない。
- 3 除名者に、故意による重大な過失などがあつた場合は損害賠償等の民事訴訟、刑事告発などを行う場合がある。

第9項 その他

- 1 本会則は、いかなる場合においても、代表の同意なしに無断で改定を行う事は出来ないものとする。本会則の改定ないし変更の際には随時改定を行うことがある。変更の際は、出席者の過半数の賛成により決定する。
- 2 本会則に明記がない協議事項、問題などが生じた場合は、代表が顧問、役員の助言などを参考に判断して決定する。

以上